

令和4年11月15日

地区長・保険取扱会員各位

公益社団法人 群馬県鍼灸マッサージ師会
代表理事 狩野 裕治
保険局長 岩崎 敏明

保険局からの11月のお知らせ

平素は、当会事業にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

9月14日付でお知らせした「あはきカルテソフトの月額使用料」については、下記の通り、一部変更を行いましたので通知いたします。

記

あはきカルテソフトの月額使用料の負担方法変更と時期について

…今までは、申請月にあはきカルテをパソコンで使用していても、手書き提出の場合は無料としていましたが無関係となります。

…令和4年11月からは、月に一回の各位への送金時にあはきカルテ使用料が生じます。使用料の変更は以下の通りありません。

本会からの一ヶ月の療養費振込金額

- ① 5万円以上100万円以下の場合 ⇒ 一ヶ月 800円
- ② 5万円未満の場合 ⇒ 一ヶ月 300円
- ③ 100万円を超える場合 ⇒ 無料
- ④ 僅少例として振込が無い場合 ⇒ 無料

令和5年度(令和5年4月1日～)からは、あはきカルテ使用の申請月(新規の場合に適用、継続使用の場合は、手続きは必要なくそのまま移行)から毎年度末の3月末日までは原則的に継続使用とします。

以上

変更は、システム上等の都合により保険運営委員会で話し合った結果となります。よろしくお願いいたします。

本会ホームページの会員専用ページ(ユーザー名 zensin パスワード kanburo 毎年7月に変更予定)から、「療養費決定通知書」は閲覧・印刷等出来ます。。

毎月の支払日以降に当月分は閲覧可能となります。

紙媒体の「療養費決定通知書」は「あはきカルテソフト」をご使用の方は、8月15日発送分で最後となりました。

各種通知も本会のホームページでの案内となりますので、ご確認をよろしくお願いいたします。

なお、会員お知らせボードはこまめに閲覧いただき、常に最新のお知らせをチェックしてください。

閲覧後は、会員お知らせボード上部にあります「[下記お知らせボードの最新内容](#)

[確認後、クリックして既読通知送信して下さい\(任意\)](#)」というボタンをクリックしていただき、お名前を入力後「お知らせボード既読送信」して下さると、当事務局にて既読済の方が把握できますので、ぜひご協力ください。

その他、毎月、申請書等の提出期限のご協力をいただきありがとうございます。今後も、10日までの(土・日・祝祭日の場合は次の平日必着)提出をよろしくお願いいたします。

保険担当事務職員は、毎月最初の平日2日間はお休みです。(12月は1日[木]と2日[金]となります)後日の対応となります。

保険担当事務職員への通常日(平日 10時～15時)のご質問等も引き続き出来るだけメール(bz485069@bz03.plala.or.jp)やFAX(027-255-6804)でお願いいたします。

地区長各位におかれましては、上記の件、保険取扱以外の地区会員へのご連絡をよろしくお願いいたします。